

はしがき

私はご縁があり、東京都行政書士会からの推薦をいただき、東京都医療法人指導専門員（専務的非常勤職員）として、平成22年度～平成23年度まで年間1,000件以上の届出・認可申請書類の審査事務を担当しました。また、医療法人制度の規制の本質に重点を置いた審査が行われるよう、それまでの東京都の手引きに関する修正点などを提案し、平成23年5月版東京都医療法人設立の手引き、平成24年2月版東京都医療法人運営の手引きの改定にも関与しました。

私が審査事務を担当していたのは、平成19年4月施行の改正医療法により、それまでの持分ありの医療法人のすべてが、改正法に適合するために定款変更認可申請を行わなければならないという時期であり、提出された認可申請書類の審査未完了分が山のように積み重なっていました。

そして、日々提出された書類のチェックをしながら感じたことは、あまりにも医療法人制度を知らない、内容の酷いものが多いということです。多くの場合、医療専門、歯科医院専門などとうたう会計事務所や医療コンサルタント会社が関与しているのですが、実際には、医療法人制度についてあまり詳しくない職員が実務を行っているケースが多くありました。

そのため、審査担当者が毎日残業をしても審査完了まで必要以上に時間がかかったり、他のまともな申請の審査が遅れたり、何より申請者本人であるドクターに迷惑がかかってしまっているという状況を、私は実際の現場で見てきました。

また、都庁での専務的非常勤職員を退職した後、行政書士として、医療法人を設立した後のお客様からご相談を受けるなかでも、顧問税理士から「節税になる」との話だけを聞かされ、具体的なシミュレーションも医療制度の説明もなく勧められるままに医療法人を設立した後になってから、基金制度を使わずに設立すると拠出財産が寄付となってしまう返還されることがないことを初めて知ったため訴訟を決断した、あるいは、医療法人化の手続きを行った行政書士や医療法人化を勧めた税理士から「役員は管理者であるドク

ター1人だけ」と聞かされていた（実際には何故かスタッフの方々が理事になっていた）、というような信じがたい話にも多々遭遇しました。

現在、私の所属している医業経営研鑽会は、実際にお客様からの相談やそれぞれの専門分野で日々プロフェッショナルとして実務を行い、また月1回の事例研究会などで、他では相談できない日々の実務で生じた疑問点や不可解な行政指導などについて、会員同士で知恵を出し合い、また情報を共有しあいながら日々研鑽を積んでいる団体です。

この医業経営研鑽会が著した『医療法人の設立・運営・承継・解散』（平成27年3月20日発行 日本法令）は、「実務に役立つこと」「知って得する雑学ネタ」を重視した書籍ですが、好評をいただき平成28年4月20日には改訂版が発行され、その後も増刷を続けています。

今年、平成29年は医療法人の機関としての理事会や理事の損害賠償義務等の医療法における明確化、関係事業者との取引状況の報告義務など、医療法人の経営の透明性の確保及びガバナンスの強化に関する平成27年の医療法改正の内容がすべて施行された年です。今回、前著で目指した「実務に役立つこと」「知って得する雑学ネタ」の2つのモットーを重視するスタイルは変えずに、改正法の内容を反映し、特に医療法人の設立だけに的を絞り、これまでのよくある行政の作った資料の丸写しや様式を添付しただけの他書とは一線を画した本書を発行することになりました。

本書は、きちんと行政書士登録をしており、また税理士や医業経営コンサルタントとしても実務を多数行っている共同執筆者4名が経験した、過去の申請時における行政指導の実例や申請時に作成した書類の実例（一部の情報は伏せてあります）を多数盛り込み、本当に使える実務本を目指しました。

医療法人化を考えている医師・歯科医師の先生、医療機関及び医療法人にかかわる専門士業の方々、医療法人の審査にあたる行政庁の職員の方々にも是非ご一読をいただきたい一冊です。

最後に、本書の執筆・発行にあたり株式会社日本法令の大澤有里氏、ライターの橋口佐紀子氏には大変お世話になり、心より感謝しております。この場を借りてお礼申し上げます。

平成 29 年 8 月

医業経営研鑽会正会員
VALL 行政書士法人
代表社員 行政書士 藤沼 隆志

第1章 医療法人設立を検討するときに 知っておくべきこと

1-1	医療法人についての基礎知識	2
(1)	社団法人と財団法人	2
(2)	持分なし社団医療法人と基金拋出型医療法人	4
(3)	いわゆる広域医療法人・一人医師医療法人	5
(4)	医療法人の機関（組織形態）	6
	①社員	6
	②社員総会	7
	③役員	7
	④理事会	8
(5)	定期的に行う必要がある届出、登記	9
	①決算届出／事業報告（都道府県）	9
	②登記事項届出（都道府県）	9
	③役員変更届出（都道府県）	9
	④理事長の変更登記（法務局）	9
	⑤資産の総額の変更登記（法務局）	10
1-2	医療法人化のメリット・デメリット	11
(1)	メリット・デメリット	11
	①税金面	12
	②相続対策	13
	③運営・手続き面	13
	④社会保険加入	13
	⑤行政の関与度合い	14
	⑥経費面	14
	⑦資金自由度	14

⑧所得資産自由度	15
⑨事業拡大の可能性	15
⑩物 販	16
⑪事業廃止	16
(2) 医療法人化した場合のシミュレーション	17
1-3 MS 法人の活用という選択肢	20
(1) MS 法人の活用	20
①医療法人で不動産を所有することが望ましくないケース	22
②将来の相続対策	22
③医療法人から資金を移したいケース	22
(2) 関係事業者との取引の状況に関する報告書	23
(3) MS 法人を活用した場合のシミュレーション	26
(4) MS 法人との主な取引例	29
1-4 医療法人設立認可申請にかかわる諸法令	30
(1) 認可主義とは	30
(2) 医療法	30
(3) 行政手続法	31
①審査基準と標準処理期間	32
②申請に対する審査、応答	33
③行政指導	33
④届 出	35
⑤行政手続条例	36
(4) 行政書士法	36

1-5	医療法人設立認可申請前に準備すべきもの	40
(1)	現況の個人診療所に関して、保健所等に 届け出なければならないことを終わらせておく	40
(2)	設立認可申請書類一覧	41
(3)	賃貸借契約書は要注意	43
(4)	申請途中での変更依頼が多いもの	43
	①医療法人名称の変更	43
	②管理者の変更	45
(5)	申請様式の入手	46

1-6	医療法人設立のタイムスケジュールの確認は とても重要	48
(1)	全体のタイムスケジュール	48
(2)	各都道府県で違うスケジュール	51
	①東京都の場合	51
	②千葉県の場合	51
	③愛知県の場合	52

第2章 医療法人の社員・役員

2-1	社員と役員の違い	56
(1)	社員とは	56
(2)	社員の数	56
(3)	社員の入退社	58
(4)	役員及び役員の数	60
(5)	理事	61
(6)	理事長	62
(7)	常務理事	62

〔8〕 監 事	63
2-2 社員と役員の資格要件・MS 法人との関係	65
〔1〕 社員の資格要件	65
〔2〕 役員の資格要件	66
① 理 事 66	
② 理 事 長 69	
③ 監 事 71	
〔3〕 MS 法人との関係	72
2-3 基金と社員の関係	75
〔1〕 基金とは	75
〔2〕 基金以外の財産抛出	76
① 出 資 金 76	
② 抛出（寄付） 76	
〔3〕 基金と社員の関係	77
〔4〕 基金として適切な財産	78
〔5〕 基本財産と通常財産	80
2-4 履歴書作成のポイント	81
〔1〕 自治体によって異なる履歴書の様式、添付書類	81
〔2〕 履歴書作成のポイント	82
2-5 理事・監事の権限・義務・責任	85
〔1〕 医療法人の役員の責任	85
① 医療法人に対する責任 85	
② 医療法人外に対する責任 85	

(2) 理事長の権限・義務・責任	86
①理事長の権限	86
②理事長の義務	86
③理事長の責任	87
(3) 理事の権限・義務・責任	87
①理事の権限	87
②理事の義務	88
③理事の責任	89
(4) 監事の権限・義務・責任	89
①監事の権限	89
②監事の義務	90
③監事の責任	90
(5) 役員人選に関する実務上の問題点	90

第3章 定款・議事録・趣意書等作成のポイント

3-1 定款について必ずチェックすべきポイント	92
(1) 定款とは	92
(2) 定款に記載する内容	92
①絶対的記載事項	92
②相対的記載事項	93
③記載しても無効な事項	95
(3) 定款作成上の個別チェックポイント	96
①医療法人の名称	96
②所在地	97
③目的及び事業	97
④基金	98

- ⑤基本財産 98
- ⑥会計年度 99
- ⑦役員に関する事項 100
- ⑧理事長の報告義務 100
- ⑨役員の任期 101
- ⑩役員の報酬等 102
- ⑪議事録署名人の条項 102
- ⑫公告の方法 103

3-2 議事録・趣意書等の作成のポイント 104

- (1) 設立総会とは 104
- (2) 設立総会議事録・趣意書 104
 - ①設立総会議事録の記載事項 105
 - ②設立趣意書の記載事項 106
- (3) 設立総会議事録・趣意書の作成上の個別チェックポイント 107
 - ①出席者 107
 - ②拠出と基金拠出 107
 - ③財産目録及び必要な設備の準備について 108
 - ④管理者の選任 109
 - ⑤役員報酬 109
 - ⑥設立趣意書のこれまでの発展経緯について 109

3-3 事例別作成例 110

- ①法人設立時から複数クリニックを同時に開設する際の
議事録例 110
- ②通常の個人開設クリニックが医療法人化する際の
趣意書例 116

- ③クリニック開設後 2 年未満の歯科医院を法人化、クリニック建物を転貸借していたケースの趣意書例 117
- ④父親が長年開設していた歯科医院を息子が承継し、承継した 2 年後に医療法人化したケースの趣意書例 119
- ⑤ M & A でクリニック開設後 1 年以内に医療法人化した歯科医院で、設立趣意書が不要な自治体なので設立総会議事録に簡単な経緯と法人名由来を記載したケースにおける議事録の設立の趣旨の例 121
- ⑥開設実績ゼロで在宅療養支援診療所、訪問看護、訪問介護を設立時より開設した医療法人のケースの趣意書例 122

第 4 章 事業計画書作成のポイント

- 4-1 事業計画書・予算書の基本的な考え方** 126
 - 〔1〕事業計画書・予算書作成のポイント 126
 - 〔2〕事業計画書・予算書等の提出が不要になるケース 130
 - 〔3〕予算書の数字について 131
 - ①運転資金必要額を減らすポイント 131
 - ②窓口収入を増やすポイント 131
 - 〔4〕特殊なケースの事業計画書・予算書例 132
 - ①在宅療養支援診療所と訪問看護ステーション、訪問介護事業所を開設するケースでの事業計画、予算書例 132
 - ②自由診療のみの診療所複数か所（うち 2 か所は申請をした年に個人開設）をまとめて 1 つの法人にしたケースでの事業計画、予算書例 136
 - ③内部造作・医療機器を分割払いする事業計画書例 143

4-2	収入・支出予算明細書の作り方	149
	〔1〕 収入予算明細書作成のポイント	149
	〔2〕 支出予算明細書作成のポイント	150
	〔3〕 確定申告書を添付する場合	152
4-3	具体的なチェックポイント	153

第5章 基金・財産・負債のポイント

5-1	基金の金額設定の仕方	166
	〔1〕 そもそも基金制度は必要か?	166
	〔2〕 基金総額の定め方	167
	〔3〕 貸借対照表上の処理	167
	〔4〕 募集～引受～割当～基金拋出契約の流れ	171
	〔5〕 基金の会計上の扱い	177
5-2	医療法人に引き継ぐ財産	180
	〔1〕 基本財産と通常財産	180
	〔2〕 財産種別ごとの考え方と注意点	180
	①不動産	180
	②現金	181
	③医業未収金	181
	④医療用器械備品	181
	⑤什器・備品、その他の有形固定資産	181
	⑥電話加入権	182
	⑦医薬品、診療材料等	182
	⑧建物賃貸借のときの保証金	182

〔3〕 現物抛出の価額が相当である旨の税理士等の証明	183
5-3 医療法人に引き継ぐ負債	184
〔1〕 負債引継ぎの意義	184
〔2〕 引継ぎ可能な負債の範囲	184
〔3〕 運転資金の借入を引き継ぐことができない理由	188
〔4〕 引継ぎに必要なとなる根拠資料	189
①当該借入により抛出財産を取得した裏付け（領収証等）	189
②金銭消費貸借契約書	190
③返済予定表	190
④金融機関から引継ぎ承諾書を得る手順	190
5-4 財産目録に載せずに資産を移転する方法	191
〔1〕 売買契約、賃貸借契約	191
〔2〕 契約当事者として MS 法人を活用する場合	194
5-5 リース引継ぎに関するポイント	195
〔1〕 リース会社からのリース引継ぎ	195
〔2〕 リース会社以外からのリース引継ぎ	195
第 6 章 診療所概要の作成ポイント	
6-1 建物平面図や敷地図に関する注意事項	200
〔1〕 建物平面図や敷地図に関する基本事項	200
〔2〕 ビルの一室で開設する場合の図面 3 点セット	203
〔3〕 保健所へ届け出ている図面と一致しているか	203
〔4〕 そのほか建物平面図に関する注意事項	204

6-2	賃貸借契約書に関する注意事項	205
	(1) 賃貸借契約書に関する基本的な事項	205
	(2) 登記事項証明書の所有者と一致しているか	207
	(3) 覚書は貸主に事前に提示して承諾をもらう	207
	(4) 地番と住居表示の違い	208
	(5) 賃貸借の期間	209
6-3	役員就任予定者又は法人関係者から 不動産を賃借する場合	212
	(1) 近傍類似に関する書類が必要	212
	(2) 賃料の設定について	213
6-4	その他の注意事項	216
	(1) 診療科目を見直すべき	216
	(2) 職員数は職員給与費内訳書と一致させる	217
	(3) 診療に従事する医師、歯科医師の届出が 済んでいるか確認する	219
	(4) 建物の延べ床面積の記載ルールは自治体によって異なる	220
6-5	病院の場合	222
	(1) 診療所との差異	222
	(2) 病院の概要を作成する際の留意点	230
	①人員基準を満たしているか	230
	②構造基準等を満たしているか	232

第1章

医療法人設立を
検討するときに
知っておくべきこと

1 - 1 医療法人についての基礎知識

〔1〕 社団法人と財団法人

法人には、大きく分けて「社団法人」と「財団法人」の2つがあります。

「社団法人」とは、「一定目的のために結合した人の集団を基礎として作られる法人」（法律学小辞典第5版（有斐閣）P.597）、「財団法人」とは「一定の目的のために提供された財産を運営するために作られる法人」（同 P.478）であり、目的によってそれぞれ営利法人と非営利法人が存在します。

「社団法人」のうち、営利を目的とするものの代表が「会社」です。一方、営利を目的としない社団法人には、一般社団・財団法人法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律／平成18年6月2日法律第48号）に基づく「一般社団法人」「公益社団法人」のほか、個々の特別法を根拠とする「労働組合」「認可地縁団体」などの中間的社団法人も存在し、「社団医療法人」もここに分類されます。

もう一つの「財団法人」には、一般社団・財団法人法に基づく「一般財団法人」「公益財団法人」のほか、個々の個別法を根拠とする「学校法人」などがあり、「財団医療法人」もその一つです。

ただ、現在では財団医療法人が新たに設立されることはほとんどなく、主流は社団医療法人です。これは、複数の人（自然人）が集まり、現金、不動産、医療機器など一定の財産を拠出（平成19年

施行の第5次医療法改正以前は「出資」した団体が都道府県知事又は政令指定都市等の市長（以下、本書においては「都道府県知事」という）の認可を受け、登記されることにより成立する医療法人形態です。

●医療法 第39条、第44条、第71条の3

第39条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。

2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。

第44条 医療法人は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事（以下この章（第3項及び第66条の3を除く。）において単に「都道府県知事」という。）の認可を受けなければ、これを設立することができない。

第71条の3 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として、指定都市に適用があるものとする。

社団医療法人内の最高法規として「定款」ですべてのことを定めます。

定款規定中の残余財産の処分方法により、「持分の定めのある社団」と「持分の定めのない社団」の2種類に大別されますが、平成19年施行の第5次医療法改正により、持分の定めのある医療法人の新規設立は認められなくなりました。

本書は医療法人設立認可申請に関する実務書ですので、新たに設

立されることがほとんどない財団医療法人、新たな設立ができない持分の定めのある社団医療法人、出資額限度法人、既に存在しない特別医療法人、また、医療法人設立認可後にしか申請することができない特定医療法人、社会医療法人についての説明は省略します。詳しく知りたい方は、『改訂版 医療法人の設立・運営・承継・解散』（日本法令）をご覧ください。

〔2〕持分なし社団医療法人と基金拠出型医療法人

持分なし社団とは、定款規定中に「本社団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配する」「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる」といった規定を持たない社団医療法人の総称です。第5次医療法改正以降、新規に設立可能な社団医療法人はこれのみになっています。

持分なし社団のなかで、法人の資金調達手段として定款中に基金に関する条項を持つものが「基金拠出型法人」です。第5次医療法改正以降に新設される法人の多くはこの方式を採用しています。

基金とは、上記法人の設立等にあたり拠出された金銭等の財産のことです。法人は拠出者に対して、定款の定めるところに従い、返還義務を負うこととなりますが、この返還義務は約定劣後債であると解されています。約定劣後債とは、破産手続が開始した場合に破産手続における配当順位が劣後的破産債権よりも劣る旨の合意がされた債権のことで、破産手続のなかで最も弁済の優先順位の低い債権です。

基金を引き受ける者の募集にあたり、基金拠出者の権利に関する規定及び基金の返還の手続きを定款で定める必要があり、基金には利息を付することができません。

また、基金の返還は、法人内部留保から、返還をする基金と同額を代替基金として貸借対照表上の純資産の部に計上し、定時社員総会の決議によって行います。なお、代替基金は法人存続期間中を通じて取り崩すことはできません。

〔3〕 いわゆる広域医療法人・一人医師医療法人

「広域医療法人」「一人医師医療法人」という特別な医療法人形態があるわけではなく、都道府県をまたがって医療施設等を開設している法人のことを「広域医療法人」、常勤医師が1、2名で診療所を開設している医療法人のことを「一人医師医療法人」と呼びます。いずれも通称です。

広域医療法人は、開設しようとする医療機関の数が増える分、設立認可申請時に作成すべき書類も増えますが、特別な手続きが必要になるわけではありません。基本的な手続きは同じです。



役立つ実務ネタ

最初から2つ以上の都道府県にまたがって医療施設等を開設する、いわゆる広域医療法人を設立申請することは可能ですが、手続きにかかる期間は長くなります。

また、医療法人の設立申請にあたって、例えば東京都では、2年以上の開業実績があつて黒字の確定申告書の写しを提出する場合、申請書類への予算書の添付が不要になりますが、最初から2つ以上の医療施設等を開設する場合は2年以上の開業実績があつても予算書の添付が必要です。

一方、一人医師医療法人は、昭和61年施行の第1次医療法改正

時に医療法第39条中「医師若しくは歯科医師が常時3名以上勤務する診療所～」の下線部分が削除されたことにより設立が可能になりました。この場合の手続きも、医師が3名以上勤務する医療法人と変わりません。



役立つ実務ネタ

「一人医師医療法人だから、社員も1名でいいんですよね？」と聞かれたことがあります。決してそうではありません。

一人医師医療法人であろうとなかろうと、医療法人の設立認可申請に必要な手続きも医療法人の組織形態も基本的には変わりません。

〔4〕医療法人の機関（組織形態）

医療法人の組織形態は、株式会社制度と似ている部分もある一方、決定的に異なる部分もあります。医療法人をスムーズに運営し、維持管理するには、「社員」「社員総会」「役員（理事、監事）」「理事会」の機能と権限を十分に理解する必要があります。順に説明しましょう。

① 社員

社員とは、社団医療法人の構成員のことです。社員総会で1人1個の議決権を有します（医療法第46条の3の3第1項）。株式会社と言えば、株主に近い存在とも考えられます。

社員の資格の取得や喪失については、定款で規定されます（医療法第44条第2項第8号）。

【執筆者略歴】

●税理士・行政書士 西岡 秀樹（にしおか ひでき）

西岡秀樹税理士・行政書士事務所所長・医業経営研鑽会会長

事務所 URL <http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

研鑽会 URL <http://www.kensankai.org/>

昭和45年東京都生まれ。大原簿記学校に在籍中に簿財2科目に合格、同校卒業後一度に税法3科目に合格して税理士となり、医業経営コンサルタント会社勤務を経て平成12年に独立。

平成22年に医業経営研鑽会を設立し、現在まで会長を務めている。

主な著書に『税理士・公認会計士のための医業経営コンサルティングの実務ノウハウ』（中央経済社）『改訂版 医療法人の設立・運営・承継・解散』（日本法令）などがある。

●特定行政書士・医業経営コンサルタント 岸部 宏一（きしべ こういち）

医業経営研鑽会理事、MedS. 医業経営サポーターズ代表、行政書士白門会 常任幹事、（一社）医業承継士協会理事

横浜医療法務事務所代表 <http://www.med-ss.jp/>

1965年 東京都生まれ（秋田市育ち）、1988年 中央大学商学部商業・貿易学科卒。

バイエル薬品(株)で10年余MR経験後、民間医療法人事務長を経て、(株)川原経営総合センター（川原税務会計事務所／現：税理士法人川原経営）医療経営指導部で修行、2001年行政書士登録、2004年独立。全国の病院・診療所の経営支援、医療法務の第一人者としての許認可実務、市区町村医師会、各種士業団体、病院内研修会等での年間約30本の講演を通じ、医療機関を護る活動を継続している。

=連載中= 「クリニック事件簿／ある日院長が倒れたら」（日経メディカルオンライン）

=共 著= 『改訂版 医療法人の設立・運営・承継・解散』『クリニック開業を思い立ったら最初に読む本』（以上、日本法令）『小説で学ぶクリニックの事業承継－ある院長のラストレター』（中外医学社）等

●特定行政書士・認定登録医業経営コンサルタント 藤沼 隆志（ふじぬま たかし）

VALL 行政書士法人 代表社員行政書士・東京行政書士政治連盟 幹事

法人事務所 URL <http://www.wavy-kigyousei.com/>

医業経営事務所：URL <http://fujinumaoffice.good.cx/>

1976年生。岩手県盛岡市出身。帝京大学文学部教育学専攻卒業。

在学中に独学で宅地建物取引主任者試験に、同じく独学で2002年に行政書士試験に合格。

2010年4月より2012年3月まで東京都の医療法人指導専門員（専務的非常勤職員）として医療法人の各種届出・認可申請の書類審査及び電話・窓口相談業務に携わる。

医療法人行政と医療法・医療法人制度を知り尽くした行政書士として、現在は、医療法人の設立・新規診療所開設・附帯業務開設・合併などの認可手続と社会医療法人化、持分なし法人への移行手続及び事業承継・持分対策、営業譲渡に関わるコンサルティング等を専門に行っている。

●行政書士・入国管理局申請取次行政書士 佐藤 千咲（さとう ちさ）

佐藤行政書士事務所代表 <http://www.sato-gyousei.jp/>

1968年名古屋生まれ、千葉県育ち。

1991年3月立教大学文学部英米文学科卒業後、1991年4月住友商事株式会社入社。

2002年6月行政書士事務所開業、多岐にわたる分野の許認可専門事務所として、行政庁との複雑・困難な交渉を得意としている。

著書：『シニア起業を思い立ったら いちばん最初に読む本』（アニモ出版）

雑誌連載：月刊「近代中小企業」— 許認可取得のススメ シリーズ